

各地方農政局長 }  
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

(農林水産省) 農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

第189回国会において成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号。以下「第5次地方分権一括法」という。）、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）等が平成28年4月1日付けで施行（第5次地方分権一括法による農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第3条の2第3項、第4項及び第3条の3第2項の改正については平成27年6月26日に施行）されることとなった。

これにより、農振法、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「農振法施行規則」という。）の一部がそれぞれ改正される。

また、平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画等を踏まえ、植物工場等の農業の6次産業化等に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行うこととされ、農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第18号）において、植物工場を農用地区域における農業用施設に位置付ける農振法施行規則第1条の改正が平成28年3月28日に施行されたところである。

さらに、昨年12月に閣議決定された平成27年の地方からの提案等に関する対応方針において、山林原野化し、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地については、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行うことなく、農用地区域からの除外が可能であること等について農業振興地域制度に関するガイドラインで明確化することとされた。

これらを踏まえて、農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）の一部を別紙のとおり改正し、平成28年4月1日付けで施行することとしたので、御了知願いたい。

また、貴管内の都道府県知事に対しては、別途通知済みであるので申し添える。

各都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

第189回国会において成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号。以下「第5次地方分権一括法」という。）、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）等が平成28年4月1日付けで施行（第5次地方分権一括法による農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第3条の2第3項、第4項及び第3条の3第2項の改正については平成27年6月26日に施行）されます。

これにより、農振法、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「農振法施行規則」という。）の一部がそれぞれ改正されます。

また、平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画等を踏まえ、植物工場等の農業の6次産業化等に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行うこととされ、農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第18号）において、植物工場を農用地区域における農業用施設に位置付ける農振法施行規則第1条の改正が平成28年3月28日に施行されました。

さらに、昨年12月に閣議決定された平成27年の地方からの提案等に関する対応方針において、山林原野化し、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地については、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行うことなく、農用地区域からの除外が可能であること等について農業振興地域制度に関するガイドラインで明確化することとされました。

これらを踏まえて、農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）の一部を別紙のとおり改正し、平成28年4月1日付けで施行することとしましたので、御了知願います。

また、このことについて、貴管内の市町村に対し周知願います。